

## 6月 定例教育委員会 議事日程

1. 日 時 平成30年6月20日（水）午後1時30分から

2. 会 場 伊予市役所2階 会議室

### 3. 出席委員

|          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 渡 邊 博 隆 |
| 教育長職務代理者 | 矢 野 ひとみ |
| 教育委員     | 鷹 尾 秀 隆 |
| 教育委員     | 高 橋 久美子 |
| 教育委員     | 水 口 良 江 |

### 4. 会議に出席した事務局職員

|            |         |
|------------|---------|
| 教育監理監      | 井 上 伸 弥 |
| 事務局長       | 轟 岡 正 直 |
| 学校教育課指導主幹  | 福 原 浩 一 |
| 学校教育課指導主事  | 高 石 達 也 |
| 学校教育課課長補佐  | 窪 田 春 樹 |
| 社会教育課長     | 山 岡 慎 司 |
| 社会教育課課長補佐  | 北 岡 康 平 |
| 社会教育課課長補佐  | 堀 内 和 美 |
| 社会教育課課長補佐  | 宇 都 光 英 |
| 学校給食センター次長 | 安 田 敦   |

### 5. 協議事項等

#### 報告事項等

- (1) 4月会議録報告
- (2) 7月教育委員会行事予定について
- (3) 事務局報告事項等について
- (4) その他

午1時30分 開会

○鶴岡事務局長 開会。

○渡邊博隆教育長 それでは、6月定例教育委員会を始めさせていただきます。

今週は、大阪北部の地震が発生したわけなんですけども、その日が学校訪問でありまして、大変ショックを受けたんですけども、登校中の小学校4年生の子がブロック塀で下敷きになって亡くなるというふうなことで、文科省もブロック塀の安全点検をすぐにしなさいということも言われておったんですけども、その後市教委も各学校にブロック塀の安全点検の指示を出したところでございます。地震が非常に大きな報道だったんですけども、実は昨日のワールドカップサッカーで1勝したがために、一瞬にサッカーモードに浸っておるんではなかろうかと思われそうですけれども、ちょうど前線が来ておりますので、被災地は大変だろうというふうに思っております。

本日の会議録署名の指名を行わせていただきます。高橋委員さん、6月の分でよろしく願います。

○高橋久美子委員 はい、願います。

○渡邊博隆教育長 それから、4月の会議録報告につきましては、お手元に届けられておると思います。報告書のとおりでございますが、御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

議案審議、4つ出ておりますので、まず議案第17号伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局よりお願いいたします。

○山岡課長 それでは、失礼をいたします。

議案第17号伊予市公民館運営審議会委員の委嘱についてですが、提案理由といたしましては、伊予市公民館運営審議会委員の異動に伴い委嘱替えが必要となりましたので、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

伊予市公民館設置条例に基づく運営審議会委員のうち、番号1番の上田誠一氏、3番の中井淨氏の2名が、それぞれ広報区長会長、中村地区区長会長として変更となったお二人でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 山岡課長から説明がございましたように、充て職的な形でそれぞれお願いしておりました。広報区長会長さん並びに中村地区区長会長さんが新たに選任されたということで議案が提出されたようでございます。

これについて何か御質問等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第17号につきましては御承認いただきましたので、次の議案第18号に参ります。

議案第18号伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、よろしくお願いします。

○山岡課長 それでは、議案第18号伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱についてですが、同様に提案理由といたしましては、伊予市青少年センター運営協議会委員の異動に伴い、委嘱替えが必要となりましたので、教育委員会の議決を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

伊予市青少年センター設置条例に基づく協議会委員のうち、番号2番の上田誠一氏、3番の榊田真興氏、5番の亀岡恭二氏、19番の市野孝敏氏、20番の矢野真人氏、21番の福井清員氏の6名が、それぞれ広報区長会長、愛護班連合会長、PTA連絡協議会会長、各公民館館長として変更となった皆様でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたように、新たにそれぞれの方がそれぞれの部署につかれて委員となったので、ここに議案として上程したということでございます。

何か、これについて御質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、第18号議案が承認されましたので、続きまして第19号議案へ参ります。

議案第19号伊予市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてということで鶴岡事務局長お願いいたします。

どうぞ。

○鶴岡事務局長 それでは、議案第19号伊予市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について。

5ページになりますが、提案理由、伊予市広報区長及び広報委員に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表です。これまで登校区の名称として、三島という名称を入れておったわけなんで

すが、これが改正になりまして、改正案の三島町という表現に変更するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 「みしままち」ですか、「みしまちょう」ですか。

○靄岡事務局長 「みしままち」。

○渡邊博隆教育長 「みしままち」ですね。町名の変更について、第19号議案で出されました。

御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 それでは、第19号議案は承認されました。

続きまして、議案第20号伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてを靄岡事務局長お願いいたします。

○靄岡事務局長 議案第20号伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。

提案理由といたしまして、幼児教育における保護者負担の軽減を図るため、要綱の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

10ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現在、区分2の当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯。この世帯につきまして、第1子について就園奨励補助金としまして13万1,900円であったものを、改正案としまして16万8,000円。区分の3の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯。この世帯につきまして、第1子が補助金が9万2,200円だったものを12万4,000円。第2子について14万7,700円だったものを16万4,000円と改正するものです。

また、備考の7になりますが、今回新たに1月1日時点で指定都市に住所を有していた場合は、所得割課税額に8分の6を乗じた額とするという項目を追加させていただいております。

次、11ページをごらんいただきたいと思います。

これは、ひとり親世帯等に該当する方等になるわけですが、ここの備考におきましても、6番としまして、同じく1月1日時点で指定都市に住所を有している方は所得割課税額に8分の6を乗じた額とするという項目を追加いたしております。

12ページをお願いします。

こちらにつきましては、区分3の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯につきまして、生計を一にする兄または姉が1人いる世帯で就園している場合の最年長園児、これは第2子に該当するわけですが、この場合14万7,700円の補助金額であったものを16万4,000円と改正するものです。

それと、備考の7番になりますが、1月1日時点で指定都市に住所を有している方は所得割

課税額に8分の6を乗じた額とするという項目を追加いたしております。

最後、13ページをお願いします。

第4表、別表4。こちらもあり親世帯等に該当する世帯になるわけですが、こちらについても備考の6番を1月1日時点で指定都市に住所を有している方は所得割課税額に8分の6を乗じた額とするという項目を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ただいま説明がありましたように、就園奨励費補助金交付要綱について、改正事項を新旧対照表によりまして御説明がございました。

何か御質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 この改正告示について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、第20号議案は承認されましたので、議案審議については以上、終わらせていただきます。

それでは、(2)の報告事項等についてよろしくお願いします。

7月の教育委員会行事について、学校教育課のほうからお願いいたします。

○福原指導主幹 7月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

以上です。

○渡邊博隆教育長 今の学校教育課のほうの行事予定について、何か質問等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ないようでしたら、社会教育課のほうよろしくお願いします。

○堀内課長補佐 7月の社会教育課、学校関係の行事について説明を行った。

以上です。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

7月行事について、学校教育課、社会教育課、両方報告していただきましたが、まとめて何か御意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ないようでしたら、7月行事予定のほうは終わらせていただきます。

続きまして、事務局報告事項等についてということで山岡課長お願いします。

○山岡課長 それでは、6月定例議会のほうで条例を2本出しておりますので、まずお手元のこちら、報告事項条例の制定についてというものと、あと概要のほうをカラー刷りの今建設中の文化交流センターっていう横の分、それから愛称募集が1枚物のカラー刷りです。そして、開館スケジュールが1枚物カラー刷りですけれどもございます。これを順次説明をさせていた

だきたいと思います。

まず、条例の制定についてですけれども、説明をさせていただきます。

資料1 ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

伊予市文化交流センター条例についてですけれども、第1条では設置について。第2条では名称及び位置ということで、伊予市文化交流センター、今建設中ですが、伊予市米湊768番地2に置くとしております。

その中には、第3条施設にございますように、まず1番目、伊予市立図書館。2番目、伊予市文化ホール。3番目、伊予市地域交流館を置くこととし、伊予市立図書館の設置及び管理については、別に伊予市立図書館設置条例で定めるとしております。

第6条では、文化ホールの事業を、そして2ページをお願いします。

第7条では、地域交流館の事業について定め、第8条、開館時間は午前9時から10時までを基本としております。

第9条、休館日ですが、基本的に1、火曜日。2、年末年始の12月29日から1月3日までを休館日とし、教育長が特に必要と認めた場合はその日を臨時に開館または休館することができますとしております。

3ページをお願いいたします。

第12条では、使用料について定め、文化ホールにあっては別表第1、交流館にあっては別表第2のとおり定めることとし、支払い方法は前納を基本としております。

ちょっと飛ぶんですが、8ページ、別表第1をごらんください。

8ページの第1表です。文化ホール使用料についてですけれども、時間区分を9時から12時を午前、13時から17時を午後、18時から22時を夜間、1日使用する場合を全日として、全4区分としております。平日と休日区分を設けるとともに、割増し、超過使用の場合の規定をそれぞれ定めております。

9ページ、別表第2をお願いいたします。

こちらは、交流館使用料についてですけれども、こちらも文化ホール同様に午前、午後、夜間、全日の4区分とし、それぞれの種別事に使用料、割増し、超過使用等の規定を定めております。

前後して申しわけございません、3ページにお戻りください。

第13条、使用料の減免については、公益上特に必要があると認めたときは使用料を減額、または免除することができるとしております。

ちょっと飛びますが、6ページをお願いいたします。

第23条、指定管理者については、第1条の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは指定管理者に行わせるものとし、その業務は、第2項第1号 センターの運営に関する業務、第2号 センターの維持管理に関する業務、第3号 センターの利用許可に関する業務、

第4号 そのほか第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な業務としております。そのほか、読みかえ規定を設けてございます。

7ページをお願いいたします。

第25条では、委任について。この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとしてございますので、後ほど定例教育委員会のほうで諮ることとしております。

附則としまして、この条例は規則で定める日から施行しますが、第6条及び第8条から第19条までの規定並びに別表1の規定は、平成32年4月1日から施行するとしております。

また、準備行為については、センターの運営準備に関し必要な手続き、その他の行為については条例施行前にもできるとしております。

それでは続いて、図書館のほうに移りますが、資料10ページお願いをいたします。

伊予市立図書館設置条例についてを説明させていただきます。

第1条では、設置についてを、第2条、名称及び位置については、伊予市立図書館を伊予市米湊768番地2に置くこととしております。

第3条では、事業について定めております。

11ページをお願いいたします。

第5条、開館時間については、午前9時から7時までとし、金曜日については9時から午後8時としております。この規定にかかわらず、伊予市教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができるとしております。

第6条、休館日については、基本的に、第1号 火曜日、第2号 年末年始の12月29日から1月3日まで、第3号 館内整理日、第4号 特別整理期間を休館日としまして、第2項 そのほか教育委員会が特に必要と認めた場合は臨時に休館することができるとしております。

12ページをお願いいたします。

第10条、指定管理者について。これも同様でございますけども、指定管理者に図書館の管理を行わせることができるとしてございまして、その内容は、第2項第1号第3条各号に掲げる事業に関する業務、第2号 図書館の利用の制限に関する業務、第3号 施設及び設備の維持管理に関する業務、第4号 その他教育委員会が必要と認める業務としております。

13ページをお願いいたします。

第11条、委任については、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとしてございます。

附則で、この条例は伊予市文化交流センター条例の施行の日から施行するとしております。

以上が条例の内容についての説明でございます。

横のカラー刷りの3枚物が、この交流センターの概要となっておりまして、各1階、2階の各諸室についても配置されておりまして、また参考にお目通しいただいたらと思っております。

それから、縦の1枚物なんですけれども、愛称募集がございます。これをちょっと見ていただいたらと思います。

条例上は、伊予市文化交流センターという条例名にしておりまして、言葉を見るとわかりやすくということなんですけれども、どなたからも親しまれるような施設がいいじゃないかという御意見がたくさんいただいております中、この愛称募集というのを行うこととしてございます。募集期間は、7月2日が月曜日ですので、ここから始めまして、7月のいっぱい31日火曜日まで募集を行ってまいります。

その裏面をお願いします。

これ募集の内容となってくるんですけれども、まず(1)応募点数1人3点までとしております。そして、各賞、副賞もございます。最優秀賞になった方の愛称を採用させていただきます。施設には、その愛称名が埋め込まれることとなります。選考方法が、真ん中あたりにあるんですけれども、伊予市文化交流センター愛称選考委員会というのを設けまして、主だった作品の中から候補作品を5点ぐらいに絞ったと考えております。5点ぐらい絞った後、この作品の中から市内の小・中学生の投票、全校全児童・生徒に投票してもらおうと考えておりまして、その投票によりまして愛称を決めたいというふうに考えているところです。愛称募集でございました。

開館までのスケジュール、横1枚物でございますけれども、今工事中ということなんです、建物ができ上がるのが来年6月あたり。31年6月というふうに一番上のところに。このあたりで竣工する予定でございます。開館は、8月に一部開館をする予定で、地域交流館の貸し館開始等が8月というふうになっております。

図書館は、貸し館はございませんけど、図書館も8月から稼働していく予定です。

そして、文化ホール自体は、32年4月ですね。真ん中の一番右のほうに赤で貸し館開始となっておりますけれども、32年度頭4月から文化ホールの貸し出しは本格的に貸していくということなんですけども、それまでというのは記念式典等々行ってまいりますし、市民のお試し使用期間という形で、市主催または共催事業を展開して、実際文化ホールを使用していただいて課題の抽出に努めてまいりたいと思っております。これは、運営面もありますし、また物理的な面もあるようですけれども、検証してまいりたいというふうに考えております。本格稼働は、32年4月からということでございます。

それぞれ、規則のほうで定めていくんですけれども、ほぼほぼ文化ホールについては1年前ぐらいから受付けができるようにしてまいりたいと考えております関係で、文化ホールのほうは31年4月から、早速に御利用予約がスタートすることとなります。

それから、地域交流館については、使用しようと思っている3カ月ぐらい前から受付けができるように規則を定めてまいる予定ですので、31年5月ごろから利用予約を受付け開始する予定でございます。

以上が全体の流れです。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

名称的に、伊予市文化交流センターという形、条例等が今議会のほうで出しておりまして、議会が最終進みましたらこの名前が堂々と使えるのではないかと思います。

交流センターに関して、それから図書館の設置条例等につきまして概略を説明していただいたんですけれども、何かこのところをもう少し詳しく聞いておきたいというところがございましたらお願いします。

○水口良江委員 構いませんか。

○渡邊博隆教育長 どうぞ、水口委員さん。

○水口良江委員 単純な質問なんですけれど、火曜日をお休みにされたっていうのは、何か検討委員会か何かでそういう意見で決まったんだろと思うんですが、ちょっともう少し詳しく。

○渡邊博隆教育長 はい、山岡課長。

○山岡課長 祭日の振りかえ等で、月曜日がお休みになるケースとかが多かったものですから、火曜日の設定にしているところです。

○渡邊博隆教育長 もうちょっと北岡課長補佐、補足。

○北岡課長補佐 今、山岡課長が言った振替もそうですし、今、国のほうの休日が大体月曜日に指定しているところもあります。あと、県下の各施設なんかの兼ね合い等も見据えまして、火曜日にさせていただいたということです。その決定につきましては、おっしゃった管理運営検討委員会、市民の皆さんが入ってくださってますけれども、専門家も入ってくださってますので、そういった方々の意見を踏まえた上で、その検討委員会で提案したものを採用させていただいたというようなことでございます。

以上です。

○渡邊博隆教育長 構いませんか。

○水口良江委員 はい。

○渡邊博隆教育長 今のが火曜日の休館について。

ほか御質問ございませんか。

○鷹尾秀隆委員 はい。

○渡邊博隆教育長 鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 指定管理者の件なんですけど、必要があると認めるときはというふうになっているのは、これでは必要がないというふうにも考えることがあるということですか。

○渡邊博隆教育長 指定管理者について、お願いいたします。

○山岡課長 指定管理者、条例上はこういう表現になっているんですけれども、全国にあるこのホール関係の管理運営をやっている会社さんもたくさんあるということなんですが、やはり

プロにはプロの経験といいますか、経験値がございますもんですから、最初のうちはランニングコスト等も、指定管理に移行させるためにどれぐらいの経費が必要なのかはわからないということで、直営で今のところ考えておりまして、直営で運営している間にどれぐらいの経費がかかるのか、あと人件費がどれぐらいかかる、人がどれぐらい要するところを抽出しまして、最終的には適正な価格で指定管理のほうに移行させようというふうな考えはございまして、これ条例上こういう表現になっておりますけれども、数年後にはもう指定管理で運営といいますか、管理していく予定としております。

○鷹尾秀隆委員 わかりました。

○渡邊博隆教育長 今ので構わないでしょうか。

○鷹尾秀隆委員 はい、結構です。

○渡邊博隆教育長 その指定管理については、3つある箇所それぞれ別々にするんじゃないしに、全部を指定管理にするというようなことで御理解ください。図書館はする、文化ホールだけするという捉え方ではなしに、図書館も文化ホールも、それから交流館も3つ合わせての全体です。施設を指定管理に必要があると認めるときはするというふうなことで御理解いただいたと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 そうしたら、また来年6月ごろに、ちょうど1年後ぐらいに竣工が予定されておるわけなんですけども、その間いろいろございましたら、また機会を捉えて御質問いただいたらと思います。

では、この件につきましては、一応終わらせていただきます。

続きましては、鶴岡事務局長お願いいたします。

○鶴岡事務局長 それでは、お配りしております資料、からたち幼稚園についてという1枚物の資料がありますので、それをごらんいただきたいと思います。

説明をさせていただきます。

からたち幼稚園は、昭和50年に建設され築40年以上が経過しており、平成32年度改築が過疎計画に登載されておるところでございます。国においては、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度における取組みの一つとして、認定こども園の普及を明記しており、これにより愛媛県内においても新制度以前の平成26年4月には16園しかなかった認定こども園は、平成29年4月には60園へと大幅な増加となっています。

また、子育て世代のライフスタイルの変化等がありまして、低年齢児の入園希望者が増えていくことから、保育所や小規模保育事業所等の保育部門の施設は増加傾向にありますが、幼稚園に関しては全国的にも利用児童は減少傾向にあり、認定こども園への移行も進んでいることから、幼稚園機能しか持たない施設、これは減少傾向にあります。さらに今後、国が推進する

幼児教育無償化が実施されれば、これまで以上に幼稚園入園希望者の減少に拍車をかけることが予想されますし、施設としての将来性や本市の厳しい財政状況から判断すると、国からの財政支援を受けられる民間事業者による認定こども園としての施設整備と運営が望ましいと考えられます。

新設する幼・保連携型認定こども園につきましては、現在、県との協議を行っている段階ですが、建設予定地につきましては、現在のからたち幼稚園の園庭部分で、平成31年度中に整備を行い、平成32年4月の開設を目指します。

からたち幼稚園としての運営は、平成31年度末の平成32年3月末までとなり、廃止するための条例改正を平成31年度中に行い、平成32年度に幼稚園の園舎は解体いたします。

また、平成32年度は、からたち幼稚園に在籍していた園児、その時点での新4歳、5歳児とありますが、この方の希望者は新こども園に優先的に入園となるようにします。

下の表、一番下の点のところでございますが、平成31年度の新入園児の募集に当たりまして、3・4歳児各30人を限度とするとともに、5歳児は定員が35人となっておりますので、募集人員としまして3歳児は30人、4歳児は現在3歳児が28人となっておりますので2人、5歳時は現在4歳児が21人ですので14人となります。なお、この人数については変動することがございますので、御了承をいただきたいと思います。

7月には、保護者説明会を開催したいと考えております。

それと次に、からたち幼稚園に建設する児童館あすなろについて御説明をしておきたいと思っています。

平成15年4月に開設した児童館で、築40年以上が経過し、老朽化も進行している状況にあります。児童館の整備についても民間事業者による管理運営が望ましいと考えており、からたち幼稚園園舎を解体した部分に、平成33年度中に認定こども園と併設した形で整備しまして、現在の児童館を解体撤去し、平成34年4月からの開設を目指します。現在の跡地は、認定こども園と児童館の駐車場として使用することと計画しております。

以上です。

○渡邊博隆教育長 からたち幼稚園及びあすなろ児童館についての今後の経緯、予定をお知らせしたんですけれども、何か御質問ございましたら。構いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 また、じっくり目を通されて、疑問等がございましたら、学校訪問も来週ありますので、そのときにでも御質問していただいたらありがたいと思います。

それでは、からたち幼稚園については以上で終わらせていただきます。

どうぞ、鶴岡事務局長。

○鶴岡事務局長 それでは続きまして、もう一つお配りしております伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針（案）について御説明をいたしたいと思います。

まず、この資料につきましては、子ども・子育て会議で示されました方針案でございます。今後、意見公募を経て策定することとなりますが、7月2日から意見公募が行われますので、それまでは公表されていないものであることを御認識いただきますようお願いいたします。

それでは、1ページ、はじめにのところでございますが、下から7行目のところになりますが、市内9カ所の公立保育所において、限られた予算の中で今後も増大する保育所運営経費への対応と「伊予市子ども・子育て支援事業計画」における認定こども園の普及に係る基本的な考え方を考慮し、多様化する保育ニーズに対応していく必要があり、公立と民間の適正な役割分担を明確化するために、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的とした「伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針」を作成し、今年度から検討を開始する第2期の「伊予市子ども・子育て支援事業計画」においても反映していくこととしますとうたっております。

これを踏まえまして、最終の9ページをごらんください。

5、各保育所の民営化等の方針におきまして、なかむら保育所について北山崎幼稚園と一元化し、両施設を幼・保連携型認定こども園へ移行するとしています。中山保育所につきまして、中山幼稚園との統廃合（中山幼稚園を幼・保連携型認定こども園へ移行）としています。

さらに、この計画は保育所の方針を示したものであるため記載はありませんが、伊予幼稚園につきましては、今後の人口動向も見ながら方向性を決めていく必要があると考えております。

幼稚園のことにつきましては、からたち幼稚園も含めまして、今後方針を取りまとめることとなりますが、この基本方針の内容を踏まえたものとしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

先ほどは、からたち幼稚園でしたが、今度は保育所の今後について、このような形で意見公募をして、最終的な方向性を決めていくということでございます。あくまでも民営化基本方針ということで対応していくということで、5ページの(8)のところのコストの関係を説明してあげたら、より分かりやすいのではと思うんですけども。

○鶴岡事務局長 5ページの(8)の施設整備コストのところでございますが、市が建設整備をするとなりますと、全額市の負担というふうになります。しかし、民間保育所として建設整備する場合には、市の負担は4分の1、事業者負担が4分の1、半分は国負担という負担になりますので、本市の財政状況を勘案したときに、公立保育所として建設整備するよりも民間として建設整備、運営していくほうが効率、また内容的にも充実するのではないかというふうに考えております。

○渡邊博隆教育長 背景的には、財源的なものがあるんだということで御説明いただきました。

これらについて気になることはございませんでしょうか。

○矢野ひとみ委員 すいません。

○渡邊博隆教育長 矢野委員。

○矢野ひとみ委員 本当に、気になることはしょうもないことが気になることなんですけど、こういう風な流れになるというのはわかります。財源がなかったら大変ですよ。民間のほうの候補はあるんですか。今からわからないと思うんですけど、何となく。

○鶴岡事務局長 現状でそれを申し上げることは非常に難しいんですが、可能性は十分あるかと思います。

○矢野ひとみ委員 はい、それを聞いて安心しました。

○渡邊博隆教育長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 そうしたら、保育所のほうもそういう方向になっていくであろう。ただし、7月2日までは、未公開であるということで御理解いただいて、7月2日以降、意見公募をするということで、御意見をいただくということになっておりますので、その点よろしくお願いいたします。

では、これにつきましては終わらせていただきます。

続きまして、福原指導主幹。

○福原指導主幹 では、5月の定例教育委員会で少しお話しさせていただきました夏期休業中のお盆の閉庁日についてです。6月の校長会、それから園長会においてお聞きしました。プリント1枚用意しておりますので、そちらをごらんください。

趣旨につきましては、例年8月中旬のお盆期間は学校への訪問者もほとんどなく、閉庁によって生じる業務上の影響が少ないこと。省エネルギー対策上の効果や教職員の休暇取得推進により健康増進が見込めることから実施を決定いたしました。

期間については、毎年8月13から15日の3日間。この期間に、土曜日、日曜日含まれる場合、新たな閉庁日は設けません。ほかの他市町につきましても、実施していないところについては今年度から実施するという方向性になっています。

その他、緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課を通して幼稚園長・学校長に行います。やむを得ない場合を除き、幼稚園・学校に勤務者を置きません。部活動も行いません。ただし、学校ですから生き物とか植物の世話がありますので、そのところの世話についてはそれぞれの学校で対応していただくというところがあります。

3つ目、転出入の手续や幼稚園・学校への相談、問い合わせ等はこの期間外にお願いします。

これが、教育委員会から各幼稚園、小学校、中学校の保護者向けの文書です。

なお、学校の学校だより、それからホームページ等で保護者や地域のほうへの啓発について

はお願いをしているところです。

以上です。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

閉庁日について御説明いただきました。今年度は、この閉庁日を決めまして、土日がありますので、5連続の休みになるようでございます。一応、このような形で周知徹底、各校もしてもらおうということで御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

そうしたら、その他何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 それでは、特にないようですので、以上で6月定例教育委員会を終わらせていただきます。

○鶴岡事務局長 閉会

午2時24分 閉会